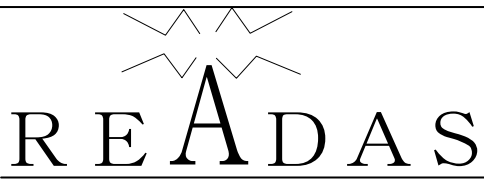


第 5487 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 6月13日 月曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 区分記載請求書等保存方式

Q：平成29年4月から消費税率が改正になりますが、その関係で仕入税額控除の要件となっている帳簿及び請求書等の保存も一部改正になるとか。どのようになるのですか？

A：次のようになります。

【解説】

消費税の仕入税額控除制度は、将来、インボイス制度が導入されることになっていきますが、平成29年4月1日から平成33年3月31日までの間は、現行の請求書等保存方式を基本的に維持しつつ、軽減対象資産の仕入かそれ以外の仕入かの区分を明確にするための一定の記載事項を追加した帳簿及び請求書等の保存をすればよいこととされています。

一定の記載事項とは、次の事項です。

① 区分記載請求書等

- ・ 課税資産の譲渡等が軽減税率対象資産の譲渡等である場合にはその旨
- ・ 軽減税率と標準税率との税率の異なるごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込)

② 帳簿

課税資産の譲渡等が軽減税率対象資産の譲渡等である場合にはその旨

なお、課税貨物の引取りに係る仕入税額控除は、これまで同様、課税貨物に係る課税標準や引取りに係る消費税等が記載された輸入許可通知書等を保存すると共に、課税貨物に係る消費税等の額を帳簿に記載し、保存しなければなりません。

